

語にあらわれた発想の相違による和習

——上代における「御」という字の敬語接頭辞用法について——

吉野政治

1

今來古往事茫茫 今來古往 事茫茫ことむらむら

石馬無聲杯土荒 石馬聲無く 杯土荒はうどあ

春入櫻花滿山白 春は櫻花に入つて 満山白し

南朝天子御魂香 南朝の天子 御魂香みたまかほし

幕末の漢詩人梁川星巖が「吉野懷古」と題するこの詩を発表する

や、いくつかの異論が出されたそうである。そのひとつに「御魂」という語はいかにも日本臭くて、中国の古典には用例を見ない、というのがあった。星巖は、それに対し、清朝の潘藝という詩人の

「明史雜詠」と題する詩の中の

淚灑棠陰披髮去 涙は棠陰に灑いで 髪を披いて去る

年年花護御魂香 年年花は御魂を護つて香し

という句を示し、他の無学を晒つたという。ところが、実のところ、星巖が示したのは、たまたま中国から新しく舶載された清朝広東人の詩の総集『国朝嶺海詩鈔』の中にあつたものであるといわれる。^①

和習と呼ばれるものについて考えてみようとする時、この逸話は示唆深いものがある。和習を「日本人が作った漢文に現われる語彙」^②と見れば、中国人が作った純粹の漢文ではないものというくらの語法で、中国人が作った純粹の漢文ではないものというくらの説明ですますと、ややもすれば、その判断は中国の用例の有無の問題に傾きがちになる。その結果、汗牛充棟の漢籍を博搜して、用例を見出せないとしても、何時、星巖の晒つて示した「御魂」のようなものが出るかと恐れなければならないことになろう。そこで、語彙法だけの問題でなく、それらの困つてくる発想そのものから問題にすれば、星巖の詩についても「御魂が香しい」という発想は極めて日本的であるという、神田喜一郎氏の指摘されるような面が見

えてくるようになる。いま、これを句にあらわれた発想の相違による和習と名付けることもできよう。しかしなお、星巖の詩に人々が日本臭を感じたのは「御魂」という語に対してであった。ところが、「御魂」という語は「天子・諸侯の事物に冠する敬称」という「御」の中国における用法の正しい使用例と認められるのであり、古典ではないにせよ、確かにその用例を中国に見出せるから、漢語であることを疑えないものである。にもかかわらず、幽かだが確かに日本臭があるのを否定できないのは一体どのような理由によるのだろうか。

本稿は、日本で多用される敬語接頭辞用法「御」の意味・用法が、厳格な中国的使用規範を守りながらも、次第に日本的な用いられ方をしていく様子と、その原因を、「御」を冠する語を通して窺おうとするものである。

2

「御」という漢字には、動詞用法だけでも「防グ」「馬ヲ使フ」「用フ」「可ル」「治ム」「侍リ」「参ラス」「臨ム」等、多くの意味を持ち、動詞用法以外にも名詞・敬語接頭辞・接尾辞等の用法を持つが、これらの中で敬語接頭辞用法は、どの程度の率で使用されるものだろうか。それは異なった文化や歴史を持つ中国と日本とではおのず

語にあらわれた発想の相違による和習

から違うのではなからうか。あるいは、日本の中でも正格漢詩文・記録体(変体漢文)・和文など、文体の差によって異なりはしないだろうか。文化や歴史を担う言語や文字を調べてみようとする時に起きるこれら初歩的な疑問を先ず明らかにしたい。

調査の対象としたものは、中国側では経史子集の順に、『大学』『中庸』『論語』『孟子』『易経』『詩経』『書経』『礼記』『春秋』の四書五経、『史記』本紀、『老子』『莊子』、『文選』である。史子についてはハーバード燕京学社の引得を利用して調査した結果、以上のもので一応の傾向はみてとれると判断した。

日本側のもとしては、正格漢文体の代表として『日本書紀』『続日本紀』『三教指帰』『性靈集』を、漢詩では『懷風藻』『俊雲集』『文華秀麗集』『経国集』、それに時代は降るが比較的多くの用例が拾える『菅家文章』『菅家後集』を取りあげる。記録体のものでは『古事記』『風土記』『上宮法王帝説』『万葉集』題詞左注『古語拾遺』『高橋氏文』『日本靈異記』を、和文体のものとして『延喜式』巻八所載祝詞と『続日本紀』所収の宣命体詔勅、および『万葉集』和歌を取りあげることにする。

「御」字の意味・用法の分類や項目設定については前稿^⑥のものを踏襲し、本稿の必要に応じて若干の追加をする。

調査の結果を表にしたのが、68～69頁に「表1」 \vee として掲げたも

のであるが、中国と日本、また日本内での各文体別に特徴を纏めると概ね次のようになるか。

中国漢詩文では、「御」字そのものの使用が比較的少ないが、意味・用法にかなりの幅広さがある。その中でも「馬ヲ使フ」「馭者」などの意味・用法（表1ではA2、以下同じ）や、「侍り」「侍妃」「近侍」の意味・用法（B1）など、原義用法あるいは原義用法に極く近いと考えられるもの、また「御史」「御事」などの官職名（F）に用いられることが多く、問題とする敬語接頭辞用法はわずかに8例、「御」字総使用数270例の3%にしかあたらない。

日本正格漢詩文では、意味・用法のばらつきは中国と大体同じではあるが、その中で中国ではそれほど目立った用法ではなかった。「治ム」「統フ」(A5)⑧や「臨ム」「嚮フ」(C)また敬語接頭辞(A7)などの意味・用法が多用されるのが異なっている。特に敬語接頭辞用法は、この文体での「御」字総使用数658例中274例で42%もの最も高い率を占めているのは注目される。逆に中国では多くみられたA1・B1用法というような原義用法と考えられるものが極く稀にしかあらわれてこない。

記録体では、意味・用法に顕著な偏りが見えだしてくる。この文体では1271例中の1052例、全体の83%を占める敬語接頭辞用法の他にはA5用法と官職名・人名・神名などに使用されるもの(F)とに殆

んど集中している状態であり、他の意味・用法はあっても極くわずかである。

和文体では、記録体より更に顕著な偏りを示し、748例中713例、全体の95%もの高率を占める敬語接頭辞用法の他は、A5やF用法の例がいくらか見えはするが、比較にならないほど少数なものとなっている。

以上の「御」全意味・用法それぞれについて、中国と日本あるいは日本での各文体別の使用頻度数の差が意味するものについての考察は本稿では控えるが、問題とする敬語接頭辞用法についてみれば、日本と中国とでは際立った対照を見せることになる。この敬語接頭辞用法は、中国では極めて稀にしかあらわれないものであった。ところが、日本では、その漢詩文に厳格な範をとるはずの日本正格漢詩文においてすでに最も高い比率であらわれ、しかも、その比率は記録体から和文体へと移行するに従い、一層極端に高くなる傾向にある。これは単に文体だけの問題ではなく、中国とは異なる日本的な文化、ひいては日本的なものの考え方や感じ方などを反映した結果であろうと思われるが、そのあたりのことを次節以降では具体的にあきかにしたいと思う。

中国本来の敬語接頭辞としての「御」の用法を具体的にかつ詳細に検討していこうとする時、前掲の調査文献だけでは、『春秋』の「御虞」、「史記」本紀の「御璽」「御府」、「文選」の「御房」「御服」「御溝」「御聞」「御耦」が僅かに拾えるだけであまりに少ない。そこで更に調査の範囲を拡げてみたが、なお不十分な量しか集めることができなかった。それほどに中国でのこの用法は稀なわけである。従って、中国側の辞典類を含め、用例を最も多く載せる『大漢和辞典』に依存することにした。その利用法は次の通りである。

『大漢和辞典』の「御」の項には、18番目の意味・用法として「天子・諸侯に関する事物に冠する敬稱。(左氏、哀、三)出御書^①俟于宮。(公羊、桓、十四)御虞災。(注)御虞、藏公所親耕以奉黍盛之之倉也。(後漢書、曹節伝)盜取御水、以作魚釣。(注)水入宮苑爲御水。」という叙述があるが、これに該当する例を「御」を用いた熟語の用例(『大漢和辞典』巻四の889頁から901頁までに518例を取録する)を次のような基準で抽出する。まず、地名・人名・草名などの固有名詞中に用いられる敬語接頭辞用法と考えられないものを省く。また、本来の意味・用法を明らかにしえない官職名中のものや、他に単独の熟語として掲げているものと重複する故事成語や書名中にあるものも除き、残った「御」十名詞字・動詞字の語で、中国の用例であることが確かなもの(漢籍からの出典であることを

明記するもの、中国音を記しているもの)を取り出す。さらに、その中から「御策」(馬を馭するむち。御馭)のように「御」に動詞の意味あいの濃いもの^②、即ち敬語接頭辞用法ではないものを省く。こうして残ったもの(表1ではA7用法に入る)を以下のように分類してみた。分類はアからキへ、天子その人自身と関係の濃いものから順に並べたつもりである。

- ア 天子自身の精神・身体・親族・行為等に冠するもの
 - 1 名・身体・親族関係の語に冠するもの
 - 375 御名
 - 403 御容 (用例上の数字は『大漢和辞典』の小見出し番号)
 - 2 行為また行為による事物に冠するもの
 - 36 御幸
 - 117 御讀
 - 145 御試
 - 210 御製
 - 268 御注
 - 406 御覽
 - 1 御愛
 - 197 御寝
 - 340 御批
 - 361 御聞
 - 186 御書
 - 223 御箋
 - 252 御題
 - 344 御筆
 - 104 御札
 - イ 天子御用の物に冠するもの
 - 1 衣服に冠するもの
 - 2 御衣
 - 81 御袞
 - 332 御袍
 - 353 御服
 - 2 調度品に冠するもの
 - 45 御器
 - 72 御壺
 - 164 御觴
 - 328 御杯
 - 357 御物
 - 392 御用
 - 152 御璽
 - 162 御章
 - 333 御寶
 - 142 御紙
 - 35 御蓋
 - 106 御繖

	437 御爐	41 御几	259 御榻	69 御剣	59 御耦	405 御末
	371 御本					
3	食物に冠するもの					
	105 御餐	194 御食 [㊤]	240 御膳	364 御米	173 御粥	386 御菓
4	乗物に冠するもの					
	31 御駕	153 御舟	158 御車	431 御輦	435 御路	
ウ	天子の座・天子専用の建物場所に冠するもの					
1	座に冠するもの					
	14 御筵	85 御坐	86 御座	161 御牀	177 御所	219 御席
2	住いに冠するもの					
	307 御邸	313 御殿	335 御房			
3	専用の建物場所に冠するもの					
	12 御窠	48 御廐	348 御府	419 御廩	438 御泓	256 御道
	435 御路					
エ	禁中関係の物に冠するもの					
	17 御苑	18 御園	32 御階	33 御街	43 御気	74 御溝
	93 御寨	201 御水	310 御堤	411 御柳	417 御林	450 御花園
オ	天子の命令により行いう事物に冠するもの					
	432 御簾					

カ 天子から賜わる事物に冠するもの
 107 御纂 222 御占 224 御撰 227 御選 278 御定

キ 儀式に関する事物に冠するもの
 13 御宴 167 御酒 194 御食 252 御題

253 御刀

以上のアからキまでの用法を、中国における「御」という字の敬語接頭辞の具体的な用法と考へ、また、それぞれの用法にとられた語彙数を中国におけるそれぞれの用法の量的な使用傾向を窺うに足る材料と考へても、必ずしも誤った結果を導くことにはならないだろう。

さて、次に日本側の用例を同様に分類していくが、本稿では「御」の字それ自体の意味・用法、即ち表1で区別したA以下の意味や用法、あるいは前掲アからキのような何に対して用いられているかなどを問題としているので、それがどのように訓まれているかは問わないものとする。また、「大御酒」「大御水」などのように「御」の上に更に「大」などの称辞を冠することがあるが、特に区別しない。冠しない例が並存し、両者に特に大きな意味・用法の差は見い出せない場合が多いからである。また、上代日本において神は天皇と等しく取り扱うべき存在とされ、実際に調査してみたが、神について使用されるものほとんどが天皇にも使用されているので一括した。

更に、皇太子・皇太后なども天皇に準じるものとして処理する。

はじめに、この節では中国本来の用法の枠内であると判断されるもの、即ち表IでA7に分類したもののうち、前掲アからキまでの用法の枠内であると判断されるものについて扱う。それ以外のものについては次節で扱うことにする。

以下に【】で括った語は中国に同じ語あるいは同じ文字列の語があることが確かめられるものであることを示す。なお、語の下の()内に略号で出所を記入しておくことにした。略号は次のとおり。

紀―日本書紀、統―統日本紀、教―三教指帰、性―性霊集、懐―懐風藻、凌―凌雲集、華―文華秀麗集、経―経国集、菅―菅家文草・菅家後集、記―古事記、風―風土記、上―上宮法王帝説、万―万葉集題詞左注・和歌、拾―古語拾遺、氏―高橋氏文、靈―日本靈異記、祝―祝詞、宣―宣命、更に新しく金―延喜年間までの金石文①を加える。

△正格漢詩文体▽傍線のある語は記録体でも見られる語である

ア1 【御名】 【御魂】 御手 御髻 御心 御骨 御子 御孫
御裔 御神(以上紀) 御世(紀統)

2 【御製】(統凌華経菅) 【御覧】(華) 【御書】(性)
【御札】(性) 御願(統性) 御厄(性) 御鳳(性)

語にあらわれた発想の相連による和習

イ1 御駕(紀) 御謡(紀) 御歌(紀)
【御衣】(紀統菅) 【御服】(紀統) 御衾(統) 御被
(紀統) 御装束(統) 御笠(紀) 御蔭(紀)

2 【御器】(統) 【御本】(性) 御杖(紀統) 御蓋(紀凌)
御統 御苜 御鞍 御羸 御琴(以上紀)

3 【御膳】(紀)

4 【御船】(紀統)

ウ1 【御前】(統菅) 【御坐】(御座) 【御所】(御席) (以上紀)

御在所(統菅) 御後(統)

2 【御邸】(性) 御陵(紀) 御墓(統)

3 【御路】(紀経) 御田(紀) 代御手(紀)

エ 【御苑】(紀凌経性) 【御溝】(菅) 【御柳】(華) 【御
簾】(菅) 御楼(華経) 御棗(経)

オ 用例見えず

カ 【御宴】(統) 【御酒】(統) 御封(菅)

キ 御齋(統) 御葬(統) 御修法(性) 御周忌法会(菅)

△記録体▽

ア1 【御名】(記風) 【御魂】(記風) 御身(金記) 御手

(記風) 御頸 御面 御腹 御髪 御腕 御脛
御齒 御骨 御懷 御足 御目 御鼻 御美豆良 御情

御寿 御命 御年 御歳(以上記) 御心(記風万) 御

世(金上記風拾氏霊) 御代(記霊) 御俗(風) 御時

(霊) 御朝(金) 御神(記風) 御祖(記風) 御子

(記) 御母(記) 御孫(風) 御足末(風)

2 【御製】(上万) 【御覧】(風万拾) 【御寝】(記風) 御

病(金記風万) 御歌(記万) 御坐(拾氏) 御立(記

風) 御夢 御涙 御佩 御合(以上記) 御作(万)

御食(記風) 御獵(記風氏) 御在 御見 御遊(以上

万) 御願(金) 御宿 御射 御沐(以上風) 御分

(金) 御言(氏) 御語(霊) 御命(氏)

1 【御衣】(記風) 【御服】(風) 御裳(記万) 御装束

(風) 御袖(万) 御禪(記) 御鬘(記) 御冠(記

風) 御蔭 御負 御鎧 御沓(以上風)

2 【御璽】(拾) 【御剣】(風) 【御刀】(記) 御杖(記風)

御琴(記風) 御佩刀 御具 御財 御杯物(以上風)

御囊 御櫛 御具床 御鏡 御蓋 御酒蓋 御酒杯 御酒

柏(以上記)

3 【御膳】(風氏) 【御食】(記風氏) 御飯(記風) 御羹

(記万) 御粮(記風) 御饗 御水 御酒 御年(以上

記) 御乾飯 御稻種(以上風)

4 【御船】(記風万) 御馬(記風) 御輿(万)

ウ1 【御所】(記風) 【御前】(記拾霊) 御枕辺 御後辺 御

足辺(以上記) 御在所(風万) 御地(風)

2 【御殿】(拾) 御陵(記万) 御舍 御巢 御門(以上記)

御宮 御廬 御屋 御室(以上風) 御墓(万)

3 御宅 御倉 御厨(以上風)

エ 御門(記拾) 御柱(記)

オ 用例見えす

カ 用例見えす

キ 用例見えす

△和文体▽傍線のある語は記録体
でも見られる語である

ア1 【御名】(万) 【御魂】(祝) 御身(万宣) 御手(万宣)

御髮(宣) 御白髮(祝) 御面(万) 御保止(祝)

御心(万祝) 御霊(万宣) 御意(宣) 御寿(万祝)

御世(万宣祝) 御代(宣) 御子(万宣祝) 御祖(万

宣) 御孫(祝) 御神(万宣祝)

2 【御覧】(万) 御夢(祝) 御病(宣) 御食(万) 御

立(万) 御獵(万) 御坐(万祝) 御在(万) 御見

(万) 御願(宣) 御言(宣祝) 御問(万) 御駕

(万) 御念(万) 御相(宣) 御食(治の義、万)

事情を推測させ、さらに、そうした過程の中で、それぞれの用例における「御」の具体的な用法、例えば「御覧」という用例から動詞の上に冠してその動作が天子自身のものであることを敬い示すア2用法を、学び、活用して、「御用」「御若御坐」などの日本的な語を創り出していったであろうということ推測させる。

また、前掲アからキの各用法ごとの用例数に注目すると、例えば、ア1の「天子自身の名・身体・親族関係の語に冠するもの」は、中国では「御名」「御容」と星巖の示した「御魂」が見出せるだけで極めて少ないのに対し、日本では逆に最も多い用例数を数えるものになっている。即ち、日本側では天子の手・腕・足・脛・膝・髪・面・鼻・齒など身体部位のひとつひとつ、あるいは祖・母・子から孫・足末までの親族関係に言及し、それぞれに敬語「御」を冠しているのであるが、これは日本に特徴的な敬意の表し方と言い得るようである。星巖の「御魂」に人々が感じ取った日本臭は、この辺にあるのであろう。つまり、それは語にあらわれた発想の相違による和習と呼ぶべきものであったのである。こうした中国と日本との感じ方、考え方の相違が逆に出るのがエの禁中関係の事物に冠する用法である。この用法は中国漢詩文と日本正格漢詩文では比較的高率で用いられるが、記録体・和文体では極めて少ない。ただ、日本でも正格漢詩文では多数みられるから、文体の影響も考えなければなら

ないが、「御苑」の林を「御林」と言い、その中の木を「御柳」「御棗」などとひとつひとつ言わねばならなかったり、禁中の溝を「御溝」と言い、そこを流れゆく水までを「御水」と言い、あるいはこれら全体をつつむ禁中の佳気を「御気」と言うのは我々には理解しがたいことである。天子専用の建物場所に冠するウ3用法が日本で少ないのも同様の理由からであろう。

仔細に前掲のアからキまでの用例列挙を検討すると、この他にもいろいろと興味深いことが窺えるようだが、割愛する。ただ、「天子の命令によって行ふ事物に冠する」オ用法のように、日本ではほとんど定着しなかったものもある。恐らく「勅」の語が一般化したためであろうと考えられるが、このように他の語との競合を考慮しなければならぬ面もあることを忘れてはなるまい。

4

前述のごとく、また表Ⅱあるいは前掲の用例列挙を一覧してもわかるように、日本ではア用法の多用が目立つが、本来、そのア用法に属すべきものであるにもかかわらず、「御」の冠するものが、「天子・諸侯に関する事物」ではなく、それ以外の者の事物に冠されて、異例となったものがある。それらは、次の四つの場合に分けて考えられるようである。

その一、中央貴族・地方豪族の娘・異国の皇族・大僧都など、天子・諸侯の持つ天下を御する者としての資格が稀薄であったり、全く無い地位にあるが、ある程度の身分の高さを持つ者に対して使用された例、^⑮

① 太政大臣禪位御位。 (統日本紀)

② 藤波の花は盛りになりにけり平城の都を御念や君 (万、三三三〇)

③ 天皇上幸之時、黒日売猷御歌曰 (仁徳記)

④ (天皇)欲寵清彦而召之賜酒於御所 (垂仁紀)

⑤ 東大寺沙門大僧都御文 (性靈集)

②は防人司佑大伴四綱の作であるが、「君」は澤瀉久孝氏によれば大伴旅人を指すかとされる。^⑮③の黒日売は吉備海部直の娘で仁徳帝の寵愛を得た女性であるが、この例を『古事記伝』では「御歌」と訓み、「御」字衍か、はた、此下に字の脱したるか」と訝しがる。御の下に「所」や「前」などの字を補うべきだと考えたのであろうが、「御」の字のこと、もろこしにては、その国の王の事ならではないはず、

「御」の字のこと、もろこしにては、その国の王の事ならではないはず、臣下にいへることなし、此字すなはち王の事をさしていへるが如し^⑮云々という指摘をする宣長には、本来の用法をみだりに乱用すべきではないという主張があるように感じられる。④の清彦は新羅王子天日槍の曾孫。

語にあらわれた発想の相違による和習

その二、父母を尊んで使用された例、

⑥ ……香ぐはしき親の御言 朝暮に聞かぬ日まねく……真珠の見が欲し御面 直向ひ見む時までは 松柏の栄えいまさね 尊き吾が君 (万、一九一四一六九)

⑦ 垂乳根の御母の命 (万、一九一四二二四)

⑧ 奉_レ資_レ爲_二所御_一等 (性靈集)

⑥⑦は大伴家持の作で、⑥は妻坂上大嬢に代って、京にいます「尊母」坂上郎女に贈る為に作ったもの、⑦は娘聲が「慈母」を喪つて思うるのを弔ったものの中にある。⑧は「有る人、亡親の爲に法事を修する願文」の中にあるもので、「二所」は父母を尊んで言った言葉である。

その三、祝宴(新室壽ぎ)の場で、その家長や年長の者に対して使

⑨ 天皇次起、自整衣帯、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎮也。取擧棟梁者、此家長御心之林也。取置椽樑者、此家長御心之齋也。取置蘆葎者、此家長御心之林也。取結繩葛者、此家長御壽之堅也。取葺草葉者、此家長御富之餘也。

(顯宗紀)

⑩ 新室の壁草刈りに御座給はね 草の如寄り合ふ少女は 君がまにまに (万、十一二三五一)

味用法別延へ語数

続 日 本 紀	日 本 書 紀	中 国 漢 詩 文 合 計	中 国 漢 詩 文											作 品 意味・用法			
			文 選	史 記	莊 子	老 子	礼 記	春 秋	書 經	詩 經	易 經	孟 子	論 語		中 庸	大 学	
		10	4	3			1			2						防グ・止ム・馴ラス・抑フ	1
		29 42	13 18	1 5	4 2		6		1	1	2	1			1	馬ヲ使フ・ヤル・馭者・馬車ヲヤル	2
	1	21 3	16 2		1		4				1					操ル・使フ・用フ	3
		5 1	3				2									司ル・率キル・司・官	4
26	29	19 5	13 3	1		1		2		2	1			1		治ム・統ブ	5
3 5	8 1	14	13				1									天子・諸侯ノ行為ヲ敬ツテ御トイフ	6
89	104	8	5	2				1								敬語接頭辞	7
1		20 20	4 8	1	1		10 10		1	4						侍リ・迎フ・従フ・進ム・侍妃・近侍	1
	2	13	8				3			2						参ラス・サシアグ・勸ム	2
130	21	5 1	4 1						1							臨ム・嚮フ	イ
																窺フ・列ヌ・致ス	ロ
																時・妻	ハ
1	1	1 1	1 1													居リ・有リ	イ
																攻ム	ロ
11	3	11	8		1				2							接尾辞	E
11	95	41	13	5	1		4	2	16							官職名・地名・人名・神名・その他	F
277	265	270	138	18	11	1	52	3	24	16	2	2	2	0	1	合 計	

の数を示す。

奴あれど妹が御為と私田刈る

⑬ 住吉の小田を刈らす子奴かも無き

衣に逢ひ堪へむかも (万、十一〇六五)

(万、七一一二九)

⑪ この岡に草刈る小子然な刈りそね
在りつつも君が来まさば御馬草にせむ

その四、恋人に対して使用された例、
⑩ この例もまた新室寿
ぎに歌われたものの一種で、歌中の「君」
は特定の人を指すものではない、と言わ
れている。⑩

語にあらわれた発想の相違による和習

表Ⅱ・文体別異なり語数

	キ	カ	オ	エ	ウ			イ				ア		用法 文体
					3	2	1	4	3	2	1	2	1	
異なり語数	1	4	5	14	7	3	7	5	6	18	4	15	2	中国漢詩文
百分率	1	4	5	15	19			36				19		
異なり語数	4	3	0	6	3	3	7	1	1	9	7	10	11	日本正格漢詩文
百分率	6	5	0	9	20			28				32		
異なり語数	0	0	0	2	3	10	7	3	12	17	12	25	35	記録体
百分率	0	0	0	2	16			35				48		
異なり語数	0	0	1	3	3	7	4	4	7	10	7	23	18	和文体
百分率	0	0	1	3	16			33				48		

(注) 百分率=異なり語数/その文体での異なり語総数×100

語にあらわれた発想の相違による和習

表Ⅲ・作品別異なり語数

合計	キ	カ	オ	エ	ウ			イ				ア		用法 作品
					3	2	1	4	3	2	1	2	1	
38				1	3	2	4	1	1	7	5	3	11	日本書紀
15	2	2					2	1		2	4	1	1	続日本紀
0														三教指帰
8	1			1		1				1		4		性靈集
0														懷風藻
3				1						1		1		凌雲集
4				2								2		文華秀麗集
5				3	1							1		経国集
3				2								1		菅家文草
6	1	1					2				1	1		菅家後集
81				2		4	5	2	8	12	6	10	30	古事記
54					3	4	3	2	7	8	8	9	10	風土記
2												1	1	上宮法皇帝説
15						2		2	1		2	7	1	万葉集題詞左注
7				1		1	1			1		2	1	古語拾遺
7									2			4	1	高橋氏文
5							1					1	3	日本靈異記
6												3	3	金石文
42				1	2	5	1	1	4	6	4	9	9	祝詞
25			1		1	2	3				2	6	10	宜命
45				3	1	4	1	4	4	4	2	11	11	万葉集和歌

へ、「天子・諸侯に関する事物に冠する敬称」であった御が、畏敬から単なる尊敬へ、敬愛から親愛へと変化し、ついには恋人間の愛情からも使用されていく有様を見てとることができる。後世日本で一般的になる丁寧用法は、まだこの時代には発生してはいないようだが、この方向の上に生まれるものであろうという推測はつく。こうした敬語接頭辞「御」の意味が尊敬から丁寧にまで変化するのも、やはり日本的な考え方、感じ方に因るものと思われる。従って、これも語にあらわれた発想の相違による和習のひとつと見て良いだろう。

5

本稿では、敬語接頭辞「御」の用法、またそれを冠した語を扱いながら、発想の相違による和習と言うべきものを、用字法の観点から考えてみたわけだが、具体的には次の四つの点をあげたことになる。

一 「御」の字には様々な意味・用法があるが、その中で敬語接頭辞用法は、中国では極めて稀なものであるのに対し、日本では最も多用される用法である。これは、日本正格漢詩文体においてすでに、そのような状態にあり、単に文体差によるものではないことを窺わせる。

語にあらわれた発想の相違による和習

二 日本で多用されるこの用法の「御」は、特に、天子自身の身体・精神・親族関係の語に冠する場合が多いが、これは、日本的な感じ方、考え方を反映したものと考えられる。

三 本来、敬語接頭辞「御」は、天子・諸侯に限って使われるものであるが、日本では、多用される身体・精神・親族関係の語に冠する例を中心に、一般貴族・年長者・父母さらには恋人に対して使われるものがある。この時、敬称「御」はその敬意度を低め、更に愛情を表すものに変化しており、この方向が後に丁寧用法を派生させると推測される。

四 一方、個々の語についてみれば、純粹の漢語であっても、日本で多用されるうちに日本的語感をまとうていった「御膳」「御殿」などや、中国本来の「御」の用法を踏襲してはいるが、新しく日本で創り出された「御歯」「御母」「御蔭」などの例を和習として指摘できることになる。

なお、本稿では扱わなかったが、敬語接頭辞用法「御」と考えられている次のような例がある。「御路みち」「御崎みさき」など地形に冠するもの、「御巫みまを」「御法みぽう」など神祇・仏教関係の語に冠するものがそれであるが、これらの用法の成立には、その訓みである「みみ（靈たまと同根）」が特に深く関係しているようであり、「御」という漢字自体の意味・用法をみようとすると本稿では、異なる要因が働いたものとして除

外した。こうした例を含め、「御」という漢字自体の持つ意味・用法と、その訓みとなった和語の持つそれとの関係については別稿の主題となるべきものであろう。

- ① 神田喜一郎「和習談義」(『文学』昭41・7)による。
- ② 『国語学辞典』(国語学会編 東京堂出版)「和習」の項。
注①に同じ。
- ③ 『大漢和辞典』(諸橋轍次著 大修館書店)「御」の項。
- ④ 使用したテキストは、岩波文庫『論語』『孟子』『易経』全釈漢文大系『文選』、その他の漢籍は新釈漢文大系。日本古典文学大系『倭風藻』『文華秀麗集』『三教指帰』『性霊集』『菅家文章』『菅家後集』、群書類従『倭雲集』『経国集』、新訂増補国史大系『日本書紀』『統日本紀』(以上正格漢詩文)。日本古典文学大系『古事記』『風土記』『日本書紀』(以上正格漢詩文)。汲古散人元禄九年校正版本『古語拾遺』、伴信友『高橋氏文考注』、寧楽遺文所収『上宮法王帝説』(以上記録体)。新訂増補国史大系『延喜式』巻八祝詞『統日本紀』所載宣命体詔勅。日本古典文学大系『万葉集』和歌(以上和文体)。
- ⑤ 拙稿「六国史における『御』という字の動詞用法について」(同志社国文学』14)。
- ⑥ A1用法を原義用法とするものは『説文解字』など多数、B1用法を取るものは「魚川新字源」である。
- ⑦ 記録体・和文体で、A5用法(統御する意の動詞用法が目につく、この用例も時代を降ると敬語接頭辞用法へと変質していくものである。即ち、すべて「御字」の形で出るので、平安中期頃迄は「アメノシタシラシメス」という語を表記していたものが、「陛下下之御字」(統紀天平宝字元年八月乙丑)「在昔天豊財重日足姬天皇御字」(日本後紀弘

仁六年六月丙寅)「昔崇神天皇御字七年」(石清水文書長保二年)などを古い例として「統治している期間」の意味で「ギョウ」あるいは「みよ」と読まれるようになる。『吾妻鏡』まで降ると「御字」の用例すべてが「み代」の意味で「ギョウ」と読まれている。

- ⑧ 一部分については前稿(注⑥)で考察を加えた。
- ⑨ 官職名として省いたのは

6 御醫 46 御妓 73 御誓 84 御佐 89 御妻 118 御士 125 御史 141 御師
147 御事 160 御者 200 御人 205 御正 243 御属 263 御帳官 265 御杖
276 御女 326 御馬監 336 御伯 369 御僕 413 御旅 444 御宮使
⑩ 動詞の意味あいがか濃いために省いたのは

- ⑪ 8 御宇 205 御正 209 御政(以上「治」の意味) 103 御策 160 御者
- 343 御轡 372 御奔(以上「馭」) 85 御坐 95 御在 66 御見(以上「侍」)
- 186 御書 192 御叙(以上「進」) 54 御極(「臨」)
- ⑫ 例えば、この「御食」のようにイ3用法とカ用法の二つに掲げるものは、『大漢和辞典』では①②などと区別しているが、本稿では特にそれを明記しなかった。
- ⑬ なお未詳として、226 御繫 260 御持が残った。
- ⑭ テキストとして『寧楽遺文』『古京遺文』を用いた。
- ⑮ 日本側では、この他に役職名等として、御軍・御伴・御方・御民・御奴・御馬甘などがあり、これらも一項をたてるべきであるかも知れないが、中国側の方で官職名を除外したので、それに合せ省いた。なおまた、御幣・御調・御新なども「御」に「進」の意味があるのではないかという判断から項目立てをしなかったが、やや問題が残るところである。

⑯ 林笈翁『仙台問語』に「御ハ統御ノ字ニテ、天子ノ外ハ不用ハ、和

漢皆然リ。今時ハ何事ニモ用ヒ、至テ微賤ノコトニモ用ユ。御大老、御老中ナド官職ニモ称ス。鎌倉年中行事ニ御袋様、御台様トハ有ドモ、御管領、御奉行衆ナド称スルハ無シ。太閤記、豊臣実録ニモ、御宿老、御四奉行トハ不レ称。」とある。

⑰ 『万葉集注釈』

⑱ 『玉勝間』

⑲ 中村憲吉「短歌輪講」(『アララギ』第5巻第6号)、ただし澤瀉久孝『万葉集注釈』による。

執筆者紹介

広田 収……同志社香里中・高校教諭
谷口 広之……本学大学院(修士課程) 昭和五十三年修了生
山田 和人……本学大学院(修士課程) 昭和五十三年修了生
小西 准子……本学昭和五十三年卒業生
吉野 政治……京都府立東稜高校教諭

投稿規定

同志社大学国文学会機関誌『同志社国文学』は、会員の研究発表の場であります。ふるって御寄稿下さい。枚数は、四百字詰、三十枚以内。
第十七号締切 昭和五十五年三月末
第十八号締切 昭和五十五年九月末
いずれも締切日は厳守して下さい。
ただし、掲載論文の数にも限度がありますので、取捨選択は編集委員会にお任せ下さい。